

平成22年第4回玉城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成22年5月13日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成22年5月13日
4. 応召議員

1番	小林 一 則 君	2番	中 野 勇 君
3番	山 本 静 一 君	4番	北 川 雅 紀 君
5番	鈴 木 加奈子 君	6番	小 林 豊 君
7番	前 川 隆 夫 君	8番	風 口 尚 君
9番	川 西 元 行 君	10番	中 瀬 信 之 君
11番	山 口 和 宏 君	12番	奥 川 直 人 君
13番	高 木 市 郎 君	14番	東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 な し
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 な し
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
町 長 辻 村 修 一 君 副 町 長 坪 井 信 義 君
教 育 長 山 口 典 郎 君 会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君
総 務 課 長 中 郷 徹 君 税 務 住 民 課 長 小 林 一 雄 君
生 活 福 祉 課 長 林 裕 紀 君 建 設 課 長 森 島 千 里 君
上 下 水 道 課 長 松 田 幸 一 君 病 院 老 健 事 務 局 長 田 畑 良 和 君
産 業 振 興 課 長 田 間 宏 紀 君 教 育 事 務 局 長 辻 誠 君
総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君
9. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 大 南 友 敬 君 同 書 記 宮 本 尚 美 君
同 書 記 内 山 治 久 君

10. 提出議案

日 程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 指定第 1号 議席の指定について
- 第3. 会期の決定について
- 第4. 選任第 1号 教育民生常任委員会委員欠員の選任について
- 第5. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例の一部改正について)

第6. 議案第 36号 専決処分の承認を求めることについて
(平成21年度玉城町一般会計補正予算(第8号))

第7. 議案第37号 工事請負契約の締結について
(玉城町立玉城中学校太陽光発電設備設置工事)

(午前9時2分 開会)

- 議長(小林一則君) 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成22年第4回玉城町議会臨時会は成立致しましたので開会致します。開会あたり町長より臨時会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君
- 町長(辻村修一君) 平成22年第4回玉城町議会臨時会開会に当りまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。日頃玉城町の町政推進につきまして議員のみな様には格別のご支援をいただいておりますこと厚くお礼申し上げます。今回、臨時会お願い致しました案件は後ほど提案説明をさせていただきますけど地方税法改正に伴う専決処分の案件、他1件、そしてすでに予算の承認を頂いております中学校への太陽光発電設備の準備が整いましたので、その工事請負契約についてのご審議を賜るという内容のものでございます。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

- 議長(小林一則君) これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

- 議長(小林一則君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において
13番 高木市郎 君 14番 東谷富雄 君
の2名を指名致します。

- 議長(小林一則君) 次に、日程第2. 議席の指定についてを議題と致します。先般執行されました玉城町議会議員補欠選挙におきましてご当選をされました北川雅紀君の仮議席を議長においてただいまご着席の議席と指定しておりますが会議規則第4条第2項の規定により議席番号を4番に指定致しますのでご了承賜りますようお願い致します。
それではこの際北川雅紀君をご紹介します。4番 北川雅紀君 登壇して挨拶をお願いいたします。4番 北川雅紀君

○4番（北川雅紀君）おはようございます。このたび長年町政に携わってこられた野口繁さんのお亡くなりになって、その補欠選挙で先月当選させて頂いた北川雅紀です。どうぞ宜しくお願い致します。町政に携わって町の発展やいい制度をつくるということが高校生の時から10年来の目標ではありますが、まだ27歳と若い私にこういうチャンスや立場を頂いて本当にありがたく思っております。これからいろいろなことがあるかと思いますが、みなさんに助けをいただきながら、税金もらう立場ということを中心に思いながら、また町づくりの楽しみというものを考えながら精一杯、玉城町の発展に貢献していきたいと思っておりますのでどうぞ、みなさん宜しくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（小林一則君）次に日程第3．会期の日程についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間とすることに決しました。

○議長（小林一則君）次に、日程第4．選任第1号 教育民生常任委員会委員欠員の選任についてを議題と致します。4番 北川雅紀君の常任委員会への選任については委員会条例第6条第1項の規定により現在1名欠員となっております。教育民生委員会委員に指名いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって4番 北川雅紀君を教育民生常任委員会委員に選任することに決しました。

○議長（小林一則君）次に、日程第5．議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第35号 町政条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日交付4月1日施工されることになりました。これにより、ただちに町政条例の一部を改正する必要が生じましたが議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。なお詳細は税務住民課長から説明をいたさせます。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小林一則君） 税務住民課長 小林一雄君

○税務住民課長（小林一雄君） 議案35号 専決処分いたしました町政条例の一部改正につきまして補足の説明を申し上げます。

条例改正の要旨につきましては議案35号 資料2に基づきご説明を申し上げます。この条例の施行期日につきましては、本年6月1日までのものにつき専決処分をさせていただいたところであり、その日以降に施行期日となっているものについては6月定例町議会のほうで上程をいたしたいと思っております。また、改正の詳細につきましては、お手元に配布をいたしました資料1の新旧対照表をご高覧いただきたいと思います。では議案35号 資料2をご高覧下さい。

まず、1ページでございますけれども条例44条の改正であります。平成21年度より公的年金等の特別徴収制度が導入されましたが、それに伴い同制度の対象とならない65歳未満公的年金等の所得を有する給与所得者については、公的年金等の所得に係る所得割は普通徴収をされることとなり、その結果新たな納税の手間が生じております。そこで65歳未満の公的年金等の所得にかかる所得割については、改正前と同様に給与からの特別徴収の方法により徴収ができるように見直しが行われたものであります。

次に条例45条の改正は条例44条の改正に伴う条文整理でございます。

次に条例附則15条の削除および2ページ目の条例附則15条の2の改正は地方税法附則の適応基準の到来により調整条例の読み換え規定を削るものであり又それに伴う条ずれを整理するものであります。

次に条例附則20条の4及び条例附則20条の5の改正ですが条文中に引用する法律名称が改正されたことと、改正されたことによる条文整理であります。なお施行期日につきましては条例44条・45条・附則第15条及び15条の2につきましては4月1日、条例附則20条の4及び20条の5については6月1日からとなっております。以上なにとぞ宜しくご審議のほど宜しく願申し上げます。

○議長（小林一則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

それでは、まず質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第6．議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

- 町長（辻村修一君）議案第36号 平成21年度一般会計補正予算第（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付及び町にとって有利な地方債の割り当てがありましたのでただちに平成21年度一般会計補正予算（第8号）を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認め3月31日専決処分をしたものであります。なお補足は副町長から説明を致させます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

- 議長（小林一則君）副町長 坪井信義君

- 副町長（坪井信義君）それでは議案36号 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。平成21年度玉城町一般会計補正予算（第8号）についての説明でございます。提案申し上げます補正予算は歳入歳出予算に400万円を追加し歳入歳出予算総額を50億5400万円とするものであります。それでは予算書にそって説明をさせていただきます。

5ページをお願いします。第2表 地方債の補正の説明を申し上げます。今回の補正は一般公共事業債の財源対策債の割り当てがありましたので1番変更において経営体育成基盤整備事業債に400万円を追加し4050万円、県営かんがい排水事業債に990万円を追加し2480万円とするものであります。2番廃止におきましては少額の地方債であり財源手当がつきませんでしたので農地有効利用支援整備事業債を廃止いたすものであります。9ページをお願いします。歳入から説明を申し上げます。地方交付税で特別交付税を見込2845万8千円を増額し、10億6215万8千円とするものであります。国庫支出金においては地域活性化きめ細か臨時交付金の追加交付決定がありましたので1244万2千円を追加し総務費国庫補助金で1億9591万8千円とするものであります。先に説明申し上げました地方債・地方交付税・国庫補助金より財源手当ができましたので繰入金におきまして財政調整基金繰入を取り止めております。地方債については第2表 地方債の補正で説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。次に歳出の説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。総務費・総務管理費・財産管理費及び民生費・児童福祉費・児童福祉総務費において地域活性化・きめ細かな

臨時交付金を充当し財源の組替えを行っております。農林水産費・農業費・農地費は地方債を充当し財源組換えを行っております。12ページをお願いします。土木費・道路橋梁費・道路維持修繕費から次ページの13ページでございすが教育費・保健体育費・保健体育施設費においても地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当し財源の組替えをそれぞれ行っております。なお、予算調整のため予備費に400万円を追加し1810万5千円といたしております。以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。宜しくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

それでは、まず質疑を行います。発言を許します。12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）3ページのですね。補正について一般的にはですね地方交付税と国庫支出金それが約4090万ですかプラスになつるとということで、そういうことで繰入金を5000万当初あったのを少なくしたということですね。まあ一般的には国からの交付税がありましてですね地方債というものを今回借り入れておるということになりますけれど、この基金繰入金のほうで調整しながら町債を借りずに運用することができなかったのかということをお聞きをしたいとこのように思います。

○議長（小林一則君）政策担当課長補佐 中村元紀君

○政策担当課長補佐（中村元紀君）今回、地方債をですね1310万ほど追加をさせていただきます。この分につきましては今年度におきまして交付税措置がおおむね2分の1程度されるということで町にとって有利ということで借入を行ったものでございます。通常の単発地方債であれば当然奥川議員おっしゃるように地方債を増やさずに基金繰入等で財源手当をするものでございます。以上でございます。

○議長（小林一則君）12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）ということは1310万円ですか、こういう町債を借りてやる。借りたということですが、それについては50%がですね交付税で還元されるということでいいんですか。そうすると正味は600万借りたと約600何万は借りたというわけですか。

○議長（小林一則君）政策担当課長補佐 中村元紀君

○政策担当課長補佐（中村元紀君）おっしゃるとおりでございます。あくまで基金繰入等で財政調整基金でございますのでこれにつきましては財源手当の調整等に使用させていただいております。今回この地方債を借りなければ町の方に対して650万が入ってこないというふうな考え方をいたしまして借入

を行ったものでございます。

○議長（小林一則君） 12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）最近訊くことが多いんですけど交付税でまとめて入ってくるんで、こういうものがどこへ還ってきたんだということがなかなか見つけにくいということで、いろんな過去最近の4・5年ですか、そういうふうな話を私はよく聞くわけです。これは本当に還ってくるのかというのがね、どうしたら我々議員として検証できるのかお聞きをしたいと思います。またそういう機会があれば教えていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（小林一則君）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）いろんな地方交付税制度の仕組みはわかりぬくところがあるわけでありまして、また議員のみな様方の機会を設けさせていただきながら担当の方から制度の内容を説明させていただいたらどうかな、またそういうふうな機会は持たしていただいたらどうかなとそんなふうに思っております。

○議長（小林一則）他よろしいですか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林一則君）次に、日程第7．議案第37号 工事請負契約の締結についてを議案といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第37号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は文部科学省の安全安心な学校づくり交付金を受け、玉城中学校に太陽光発電設備を設置いたすものであります。去る5月6日一般競争入札を執行した結果シンフォニアエンジニアリング株式会社 請負代金439万5100円。内消費税209万3100円で請負契約を締結いたし、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。なお詳細につきましては教育委員会事務局長から説明をいたさせます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

○教育委員会事務局長（辻 誠君）議案37号 工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。議案37号の資料の方をお開きいただきたいと思ひます。

まず工事の名称でございますが玉城町立玉城中学校太陽光発電設備設置工事であります。工事の場所につきましては玉城町田丸地内、工期につきましては契約の日から平成22年8月20日までであります。入札につきましては平成22年5月6日午前11時より執行いたしました。落札業者につきましては伊勢市竹ヶ鼻町99番地96 シンフォニアエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 大森 誠であります。請負金額は消費税を含めまして4395万5100円でありまして、これに対します設計金額は6037万5千円であり設計金額に対します入札の請負比率は72.8%でありました。入札によります制限価格は消費税を含め4226万2500円であります。次に工事の内容でございますが、設置致します太陽光発電の最大出力は60キロワットでございます1枚の太陽電気モジュール、いわゆるパネルの大きさでございますが1.5メートル×99センチ、これを288枚屋上に取り付けるものでございます。その他電源設備工事といたしまして発電状況や稼働状況が一目でわかる表示装置いわゆる40インチの液晶モニターを取り付けるもの、また計測監視装置をそれぞれ設置をいたすものでございます。次に入札結果でございますがシンフォニアエンジニアリング株式会社が4186万2千円で落札をいたしました2位以下につきましては記載のとおりでございますので宜しくお願ひをいたしたいと思ひます。以上簡単ですが補足説明といたします。ご承認賜りますよう宜しくお願ひをいたします。

○議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

それでは、まず質疑を行います。発言を許します。6番 小林 豊君

○6番（小林 豊君）入札結果については何も申し分はないんですが、若干聞きたいのがですねこの制限価格についてでございます。町が入札するのはいろいろあるかとは思ひんですが、制限価格を設けたり設けなかったりすると思ひます。どのようなあれで制限価格というのを設けるのか一定のルールみたいなものがあるのでしょうかお聞きしたいと思ひます。

○議長（小林一則君）総務課長 中郷 徹君

○総務課長（中郷 徹君）最低制限価格を設ける際の基準でございますがこれにつきましては玉城町会計規則。それから建設工事の執行に関する規則、その規則のほうで定めておまして玉城町建設工事執行規則ですな。これで定めておるところでございます、この中では一般的に一般競争入札に関しま

しては最低制限価格を設けるといったことでしております。議員ご承知のようにこの最低制限価格を設ける理由につきましては工事の工事品質の確保、公共工事品質の確保、不当販売の防止、そういった面から設定をいたしとるものでございます。

○議長（小林一則君）6番 小林 豊君

○6番（小林 豊君）そうすると一般競争入札については制限価格を設けているが、指名競争入札については設けてないという現状なんでしょうか。ここんところと周りというか見てみますと全ての入札においてですね制限価格を設けるとというような市町も見受けられますが、当町としての考え方はいかなものでしょうか。

○議長（小林一則君）総務課長 中郷 徹君

○総務課長（中郷 徹君）指名競争入札につきましては部分的に最低制限価格を設けておるものもございませぬ。全般ではございませぬ。一般競争入札につきましては最低制限価格を設けている。こういった状況でございませぬ。また今年度におきましては従来の方針とおりを当初といたしていきたくと考へるところでございませぬが、今後におきましてはこの面につきましては検討を加えさせていただきます。当年度このままで従来のもので実施をしていきたくというふうなことは考へておるところでございませぬ。

○議長（小林一則君）5番（鈴木加奈子さん）

○5番（鈴木加奈子さん）これからの公契約に関わりましては、やはり公金を支出するということから玉城町の財政を投入していくということから、その最終的なそこで働く人たちに果たしてきちっと支払らわられてるのかどうか・・・そこを守るためもあつてこの最低制限化というものは設定をされているわけではございませぬので、そここのところがきちっとなされているのかどうか。このチェックがされなければですねせつかく最低制限価格を設けましてもあんまり意味のないことになってしまうのではないかとこのように思われます。各自治体で今検討が進められているようですが、今日今日の段階ではまだ公契約条例も玉城町では設けておりませぬけれども、これについてはすでに考え方を纏められているのではないかと。討議が進んでいるのではないかと。思いますけれども、この際最低制限価格の問題がでましたので伺つておきたいと思ひます。宜しくお願ひいたします。

○議長（小林一則君）総務課長 中郷 徹君

○総務課長（中郷 徹君）最低制限価格の設定につきましては先ほど申し上げました条・規則の中におきまして設計価格の3分の2から5分の4の間で定める。こういったことでしておるところでございませぬ。おっしゃる部分につきましてもこの入札書の提出に合わせまして、工事価格の積算に使用しまし

た内訳書の提出につきましても併せて求めておるところでございますので、その内容と照合いたしましてこれを決定しておる。こういったところでございます。

○議長（小林一則君） 5番（鈴木加奈子さん）

○5番（鈴木加奈子さん）そのことは存じておりますで、そのために申し上げているわけでございます。働く人達に対してきちっと支払われているのかどうかということまで目を届かさなければ、これは文書上ですね。積算されておりましても支払われていなかったら意味のないことございまして、そのことは玉城町の大きな工事を請け負うことになったその下請けで玉城町の中小の建設業の方々が働くわけではございますけれど、その際にきちっと保障されなければせつかく玉城町が大きなお金をかけても玉城町の方々にそれが潤っていかないということになりかねません。税金の支払いはその最終のところまで目を届かす、特にそこで働く人達下請け賃金の関係につきましても目を届かす必要があらうかと思えます。そのために各自治体で公契約ということについての条例の制定という動きが高まってきております。このことについてはそうするとまだ考えていないということなんでしょうか。もし、まだ考えていないようでしたら今後の問題として考えていっていただきたい。出来るだけ早く条例をご提案いただきたいとこのように思いますので宜しくお願いを申し上げまして終わります。

○議長（小林一則君）他に、ありませんか。 12番 奥川直人君

○12番（奥川直人）先ほど鈴木さんが、ご質問されましたけれども公契約条例というのが今非常に進みつつあるんですが玉城町のご認識はどういう感じですか。今の経過とかそのへんあればついでに教えていただきたいと思えます。

○議長（小林一則君）総務課長 中郷 徹君

○総務課長（中郷 徹君）特にダンピング対策。こういったことにつきましては注意を払わなければならない。こういった認識はもっておるところでございますが、条例の制定につきましても具体的にその作業を進めておるといったところまでは進んでおりません。

○議長（小林一則君）会計管理者 前田 浩三君

○総務課長（前田浩三君）先ほどらい、鈴木議員また奥川議員から公契約という問題でご質問がありましたがその部分ではなしに検査ということで担当いたしましたのでその部分についてお答えをさせていただきます。完了検査・完成検査につきましては私も担当いたしました。そのなかで建設業務また玉城町の工事執行規則に基づいて下請けまた建退共の加入、そういったところの従業員の方への支払いが間違いなく行われているかという部分に

つきましても検査の対象とさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小林一則）他よろしいですか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本理事会に付議されました案件はすべて終了いたしました。これにて平成22年第4回玉城町議会臨時会を閉会致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「議事進行」の声）

○議長（小林一則）ご異議なしと認めます。平成22年第4回玉城町議会臨時会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）閉会に当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。提案をいただきましたすべての議案につきまして、ご承認をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。また日頃から住民のみな様の格別のご理解をいただきまして今回の太陽光設備は三重県の現段階で、三重県の小中高のなかで玉城町の容量が最大規模という形で設備をさせていただくことができました。特にこのことによりまして省エネ、経費節減につながるというふうに思っております次第でございます。今後におきましても環境の問題に力をいれていかなければならぬと思っております次第でして、議員のみな様方の一層のご支援賜りますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林一則君）私からも一言お礼申し上げたいと思っております。本臨時会に付議されました各案件につきまして慎重なご審議を賜りましてありがとうございました。

（午前 9時39分 散会）